

陳述書

生協労組おかやま
副委員長 濱ふきよ

【陳述趣旨】

日頃のご奮闘に敬意を表します。

非正規労働者の増大、貧困と格差の拡大が大きな問題になっています。ワーキングプア根絶が国会でも問題にされたこの5年間、貧困はむしろ拡大しています。1年間働いても年収200万円に届かない労働者が急増し、その「予備軍」と言える年収300万円以下の労働者を加えると2009年には1800万人を超え、なんと労働者の35%にもなっています。ワーキングプアの激増や低賃金、不安定雇用、失業が珍しくないこのような状況は正規・非正規を問わず、労働者が働いて生活していくことのきびしさを表しています。

このような状況の下で労働者の購買力は大きく低下し、今日の不況の大きな原因になっています。不況打開のためには労働者の賃金を大きく上げる必要があり、最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策として最も有効な手段です。

しかし、岡山県の地方最低賃金は13円引き上げられましたが現在683円です。時間給683円ではフルタイム(1日8時間、月22日)で働けたとしても12万にしかなりません。毎月の勤労統計調査の平均所定内労働時間は155時間程度で推移しており、そうすると10万5千円程度にとどまるのが現実です。この額が労働者の生活を保障できる金額ではないこと、また私たちの要求からも、雇用戦略対話の目標からしても大変不十分なものであることは明らかです。最低賃金は賃金によって生計を営む労働者の保護を目的とする法制度であり、それに基づく最低賃金が「働けば当たり前に生活できる」水準、労働者の最低生活を保障しうるものでなければなりません。貧困と景気回復のために中小企業への対策と合わせて、早急に「時間額1000円以上」に引き上げることを求めるものです。

私はこの間、岡山地方最低賃金審議会岡山県最低賃金専門部会の労働者代表委員として立候補をしていますが、任命を拒否されています。私に限らず、私が所属する県労会議の立候補者(審議委員・専門委員ともには長年に渡って排除され続けています。県労会議では、その選任基準を明らかにしてほしいとの要請をしてきましたが未だに明らかにされていません。このようなことが長年にわたって行われていることは、民主主義の根幹を揺るがすものといえ不公平かつ不当なものであり、明確な意思をもっておこなわれているとしか思えません。国民の期待を担って誕生した民主党政権では、このような不当なことが解消されると大きく期待しましたが、期待を裏切られるものでした。最低賃金引き上げを掲げる民主党政権が一刻も早く、このような不当な排除をなくし、公正かつ民主的に任命することを期待し要請するものです。

私は現在、生協労組おかやまの副委員長、生協関連・一般労働組合の書記長として活動する中で、地域のアルバイトや委託・派遣などの非正規労働者をはじめとする地域の労働者、失業等で生活そのものもままならない人々のきびしい労働実態や生活実態を聞く機会がたくさんあります。最賃すれすれの賃金で労働基準法すら守られない厳しい実態で働く高齢者や若者、女性から悲鳴のような声が上がっています。非正規労働者の多くは働いても「まともに生活できない」賃金で、いつ仕事がなくなるか分からぬという不安を抱え、将来の生計を維持できるという見通しが持てない今まで働いており、そのような日本の社会に明るい未来があるとは思えません。

最低賃金の決定要素のひとつである生活費原則にかかる判断については、実際に低賃金で働いていた経験者、あるいはそうした労働者を組織している労働組合の代表による生活実態をふまえた切実な意見が必要不可欠と思われます。また、最低賃金が時間額で定められていることを考えるなら、そのことに一番影響を受ける時間給で働く労働者が適任であると思います。

岡山地方最低賃金審議会岡山県最低賃金専門部会の労働者代表委員の任命にあたって、最低賃金に最も影響を受ける労働者の実態を審議に反映したいという思いで立候補したにも関わらず、過去の自公政権時となんら変わることなく排除され、連合推薦委員の独占という結果になったことに強い憤りを感じます。審議会令に定める「関係労働組合に対する候補者の推薦」という趣旨に基づいて、10年度の岡山地方最低賃金審議会岡山県最低賃金専門部会の労働者代表委員の任命処分を取り消し、改めて時間給で働く低賃金労働者の声を代弁する委員として任命することを求めます。